

2016年10月
No.16-116a(全)

検体検査実施料新規収載のお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、この度、2016年9月30日付厚生労働省保険局医療課長通知「保医発0930第5号」にて、別掲の項目の検体検査実施料が2016年10月1日より新規適用されることになりました。

取り急ぎご案内いたしますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

敬具

記

■「検査実施料」の新規収載

●実施料が新設された項目

点数区分	検査項目名	検査方法	実施料	判断区分 判断料	注
D014 自己抗体検査					
26	抗MDA5抗体	ELISA法	270	免疫 144	*
	抗Mi-2抗体				
	抗TIF1-γ 抗体				

[注]

* : ア 抗MDA5抗体、抗Mi-2抗体及び抗TIF1-γ 抗体は、区分番号「D014」自己抗体検査の「26」抗デスマグレイン3抗体、抗BP180-NC16a抗体の所定点数に準じて算定する。
イ 本検査は、厚生労働省難治性疾患克服研究事業自己免疫疾患に関する調査研究班による「皮膚筋炎診断基準」を満たす患者において、ELISA法により測定した場合に算定できる。
ウ 本検査と区分番号「D014」自己抗体検査の「9」から「14」まで及び「17」に掲げる検査を2項目又は3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらずそれぞれ320点又は490点を算定する。

以上